

移住支援金対象確認フローチャート

まずは
移住前に確認
しましょう！

東京都・千葉県・神奈川県・埼玉県*1に
在住している。

はい

いいえ

*1 ただし、東京都・千葉県・
神奈川県・埼玉県内の条件不利地
域は除外します。
*2 東京都（23区外）・千葉
県・神奈川県・埼玉県*1から東京
23区内の大学等へ通学し、東京
23区内の企業等へ就職した者に
ついては、大学等の修業年数を通
勤に含めることができます。

移住先市町村に
住民登録した日
(住民票上の転入日)を
移住日とします。

移住直前の時点で、1年以上連続し
て東京23区内に在住している。

はい

いいえ

移住直前の10年間のうち、通算
5年以上23区内に在住している。

はい

いいえ

移住3か月前から移住直前までの時点で、1年以上連
続して東京都（23区外）・千葉県・神奈川県・埼玉
県*1に在住し東京23区内に通勤*2している。

はい

いいえ

移住直前の10年間のうち、「23区内に在住してい
た期間」と「東京都（23区外）・千葉県・神奈川
県・埼玉県*1に在住し東京23区内に通勤*2して
いた期間」を通算すると、5年以上になる。

はい

いいえ

対象外

移住先での働き方などは①～⑤のいずれかを希望している。

①県マッチングサイトの掲載求人に就職

「山梨県移住支援・就業マッチングサイト」
に掲載されている支援金対象求人に応募し、
新規就職した場合。



②やまなし地域課題解決型起業支援金で起業

やまなし地域課題解決型起業支援金の交付決定を1年以内に
受けている場合。

③移住元の仕事をテレワークで継続

企業等からの命令でなく、自分の意志で移住し、移住後も引
き続きテレワークにより業務で実施する場合。

④プロフェッショナル人材制度等を活用した就職

内閣府が実施する「プロフェッショナル人材事業」または「先導
的マッチング事業」を利用し、人材紹介会社等を介して就職した
場合。

⑤移住先市町村や地域の人々に関わりのある方が 地域の基幹産業に就業等

移住先市町村や地域の人々に関わりのある方（関係人口）が、地
域の基幹産業である農林水産業等に就業するなど、地域の担い手
確保に資する場合。

（市町村が個別に要件を定めているため、移住先市町村の
HPなどで確認してください。）

はい

いいえ

市町村の移住支援金担当窓口へ

※ 市町村で年齢制限など独自の要件を移住支援要綱に定めている場合があります。
必ず移住前に転入を予定している市町村の移住担当窓口にご相談ください。
※ 移住日（転入日）、在住地、在住期間は、住民票、住民票除票または戸籍の附票によ
り確認します。

対象外